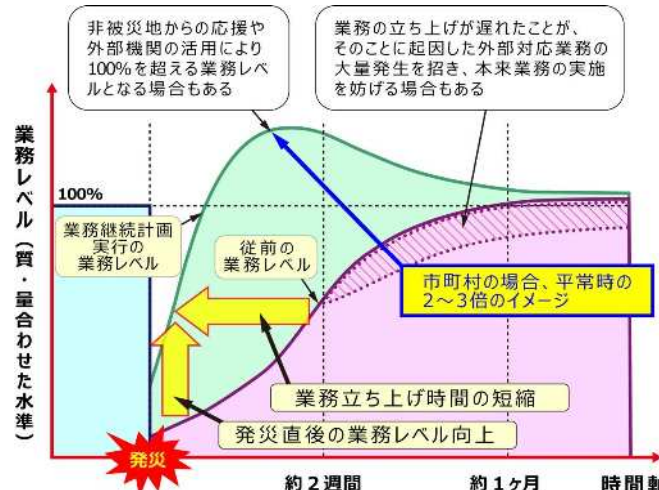


新潟市業務継続計画（震災対策編）（概要版）

総 則

業務継続計画の目的

- 市民の生命を最優先で守り、災害による市民生活への影響を最小限に抑える
- 大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うため、本市が優先して実施する業務や資源の確保等について定める
- 行政機能の継続性を確保するとともに、早期の行政機能の回復を図る



【効果】

- 継続する業務、休止する業務の明確化
- 非常時優先業務へのマンパワー投入
- 非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮
- 発災直後の業務レベル向上
- 市民生活への影響を最小化
- 他の自然災害への対応に活用可能 など

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（R5.5内閣府（防災担当））を一部加筆

業務継続計画と地域防災計画の位置づけ

項目	地域防災計画	業務継続計画
位置づけ	防災に関する総合的かつ基本的な計画	地域防災計画の細部計画 大規模災害時、非常時優先業務を遂行するための実行計画
策定主体	新潟市防災会議	新潟市
実施主体	新潟市、新潟県、新潟県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共団体、市民、事業者等	新潟市
計画の視点	市域全体を対象	新潟市役所の実施する全業務を対象に非常時優先業務を選定
行政の被災	被災は想定していない	被災により、人的・物的資源に制約がある想定
対象業務	予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務	非常時優先業務（災害対策業務、優先度の高い通常業務、優先度の高い復旧業務）
計画期間	予防から応急対策、復旧・復興	発災から1か月以内

業務継続計画の基本方針

- 【方針①】 大規模災害時において、市民の生命を最優先で守るとともに、市民生活への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の遂行に全力を尽くす。
- 【方針②】 非常時優先業務の確実な遂行に向け、平時から各所属において『発災後にやるべき業務、休止すべき業務』の共通認識を持つ。
- 【方針③】 非常時に、職員一人一人が適切に行動できるよう災害対応能力の強化に努める。
- 【方針④】 非常時優先業務実施のために必要な資源の確保及び環境整備に全庁的に取り組む。
- 【方針⑤】 本市の業務継続力向上のため、『新潟市業務継続計画』の不断の見直しを行う。

被害想定・業務継続計画の適用範囲

- 《被害想定》 新潟県地震被害想定調査結果（R4.3）
（被害想定は右表のとおり）
- 《適用範囲》 新潟市役所の全組織
- 《対象業務》 新潟市役所の実施する全業務を対象とし、非常時優先業務を選定
- 《対象期間》 発災から1か月以内

被害想定項目		被害数量
人的被害	死者	2,200人
	負傷者	20,334人
避難者	全避難者	275,231人
	避難所避難者	177,396人
建物被害	全壊	28,597棟
	半壊	78,665棟
火災	焼失	21,436棟
	ライフライン	
上水道	断水人口	562,168人
ガス	供給停止戸数	216,020戸
電気	停電軒数	258,881軒

業務継続体制の発動・解除

発動	発動権限者：市災害対策本部長（市長） ●市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき、業務継続体制を自動発動とする。 ●上記のほか、市域内に大きな被害が発生した場合、又は市役所機能に甚大な被害が生じた場合、市災害対策本部長（市長）が業務継続体制の発動を指示する。
解除	市災害対策本部長（市長）は、本市における全ての通常業務が再開したとき、または、業務継続体制継続の必要性がないと判断したときは、業務継続体制の解除を宣言する。

業務継続体制（発災後を想定した基礎的事項）

指揮監督権限及び職務代行	
災害対策本部の設置場所及び代替対応拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。 災害対策センターが被災した場合は、消防局庁舎3階（中央区鐘木地内）、又は市長の指定する場所に置く。 停電時は市役所及び各区等に設置の非常用発電機によって電力を確保する。また、非常用発電機による電力確保が困難となることが予想された場合は、東北電力㈱に電源車の配備を依頼し、電力供給に努める。 非常用発電機にかかる燃料は、各施設において平時から適切に貯蔵管理を行う。 また、発災後、稼働中に燃料不足が見込まれる場合は、災害時応援協定業者へ燃料供給を依頼する。
通信連絡手段	固定電話、携帯電話、FAX、メール、新潟市職員ポータルなどが基本となるが、通信障害などが発生した際は、衛星携帯電話も活用する。
ICTの常時対策及び復旧	[対策] ICTを所管する各所属は、平時から発災時の業務継続を考慮して、システム・データのバックアップや各ICTの復旧手順の整備など、必要な対策を講じておく。 [復旧] 総務対策部ICT班は、発災後速やかにICTの被害状況を調査し、異常が見られた場合は、ICTを所管する各所属及び必要に応じ全庁へ周知する。

非常時優先業務（本市が実施する災害対策業務、優先通常業務）

非常時優先業務		
《実施方針》 ① 市民の生命を守る災害対策業務を最優先で実施する。 ② 災害時に不要不急の通常業務は積極的に休止する。		
業務開始時期の目安	災害対策業務	優先通常業務
	人命救助や避難者対応など、災害対応として行う業務（災害時において発生する業務） ● 対策部単位での実施体制	通常業務のうち、災害時においても、継続又は早期に再開すべき業務（休止することにより市民生活に大きな影響を及ぼす業務） ● 各課単位での実施体制
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 救急救助活動の開始 避難所の開設 被害状況の把握、市民への広報 医療救護活動の開始 職員の安否確認、参集状況の把握 防災関係機関との連絡調整 道路啓開作業の開始 重要業務システム（庁内情報ネットワーク等）復旧作業の開始 参集人数や被害状況に応じた業務の見直し 	※不要不急な通常業務は一旦休止とし、災害対策を優先する。 ※被災の程度、市民生活への影響、人員体制、執務環境等を考慮のうえ、可能な場合は前倒しで実施する。
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活支援開始 応急給水の開始 備蓄食料・物資等の運搬、配布 仮設トイレの設置 ごみ臨時集積場の設置 広域応援要請 協定団体への応援要請 災害ボランティア団体との調整 	
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の応急危険度判定 避難所の巡回診療開始 避難所の愛玩動物飼育補助 感染症発生予防対策の開始 遺体安置、移送、埋火葬 災害ボランティア活動の支援 女性や男性のニーズの違いを踏まえた避難所の環境整備 避難所の安心、安全の確保 	
72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法等の適用申請事務 福祉避難所の開設 道路・公園施設の仮復旧 土砂災害危険区域の応急復旧 下水道復旧工事の開始 災害ごみの収集 メンタルヘルスクエア対策 	
3日(72時間)以降～1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害の防止措置 市民相談窓口の設置 被災証明書、及び被災証明書の発行 	
		<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活再建支援業務 企業への災害融資関連業務の開始 応急仮設住宅の建設、入居開始 災害見舞金、義援金の配布事務開始 （通常業務の再開範囲拡大）

フェーズ3 復旧復興期 「生活再建に向けた」 「生活再建に向けた」	1週間以降～1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活再建支援業務 企業への災害融資関連業務の開始 応急仮設住宅の建設、入居開始 災害見舞金、義援金の配布事務開始 （通常業務の再開範囲拡大）
--	-------------	--

職員の参集予測

職員の参集予測結果（基本モデル） ※平成26年度新潟市防災基礎調査に基づく予測

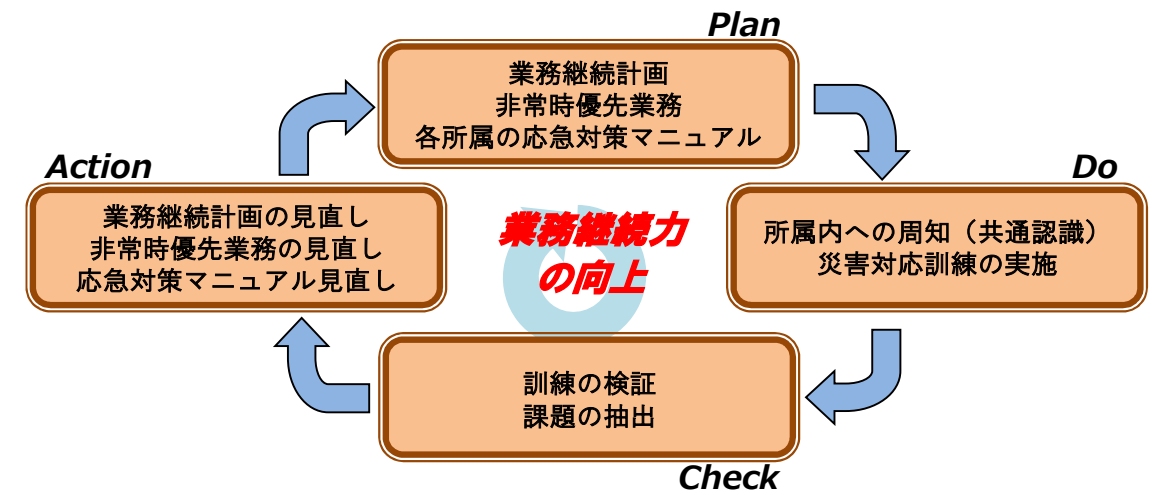
時間区分	3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	1週間以降
参集率	31%	54%	56%	59%	79%	96%	98%

※消防や病院関係部局では24時間体制での勤務であり、また避難所担当職員は自宅直近の避難所に参集するなど、職員の所属部局によっては、実際の発災時には表に示す参集率より高くなる可能性もある。また、参集手段を限定し、職員個々の実情を反映していないなど、発災時の状況により、乖離が生じることも予想されるため注意が必要である。

業務継続マネジメントの推進（BCPの実行性を高める全庁的取り組み）

業務継続マネジメント（BCM）の推進

本市の業務継続力を向上し、非常時優先業務の実行性を高めていくため、業務継続計画を継続的に改善する業務継続マネジメント（BCM）を全庁的に推進する。



業務継続計画の更新

各所属で選定された非常時優先業務は、毎年度、見直しを行い、その結果を業務継続計画及び各所属の応急対策マニュアルへ反映させることとする。

『市民の命を守る』初動対策期
フェーズ1

『日常生活への
復旧を進める』
応急対策期
フェーズ2